墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案				現 行							
別表	第1 化	呆育料				別表	第1 倍	保育料			
各月初日の入所児 童の属する世帯の 階層区分			月額			各月初日の入所児 童の属する世帯の 階層区分		月額			
階層	國区分	定義	4 歳 以上児	3 歳児	3 歳 未満児	階層区分		定義	4 歳 以上児	3 歳児	3 歳 未満児
Α	階層	〔略〕	0円	0円	0 円	A階層		〔略〕	0円	0円	0円
В	階層	[略]	1,200 円	1,200 円	1,200 円	B階層		[略]	1,200 円	1,200 円	1,200 円
С	第 1 階層		2,500 円	2,500 円	3,100 円	С	第 1 階層		2,500 円	2,500 円	3,100 円
階	第 2 階層	〔略〕	3,000 円	3,000 円	3,400 円	階	第 2 階層	[略]	3,000 円	3,000 円	3,400 円
層	第 3 階層		3,600 円	3,700 円	4,000 円	層	第 3 階層		3,600 円	3,700 円	4,000 円
	第 1 階層		6,800 円	6,800 円	7,900 円		第 1 階層		6,800 円	6,800 円	7,900 円
	第 2 階層		8,400 円	8,500 円	9,500 円		第 2 階層		8,400 円	8,500 円	9,500 円
	第 3 階層		10,400	10,500 円	10,600		第 3 階層		10,400	10,500 円	10,600
	第 4 階層		12,000	12,100	16,600 円		第 4 階層		12,000	12,100	16,600 円
	第 5 階層		13,800	13,900	20,300 円		第 5 階層		13,800	13,900	20,300 円
	第 6 階層		15,800 円	15,900 円	23,100 円		第 6 階層		15,800 円	15,900 円	23,100 円
	第 7 階層		17,300 円	17,400 円	25,200 円		第 7 階層		17,300 円	17,400 円	25,200 円
	第8階層		18,500 円	18,600 円	27,100 円		第 8 階層		18,500 円	18,600 円	27,100 円
D	第 9 階層		19,600 円	19,800 円	29,100 円	D	第 9 階層		19,600 円	19,800 円	29,100 円
	第10 階層			21,900 円	31,600 円		第 10 階層			21,900 円	31,600 円
階	第 11 階層	〔略〕	20,400	23,100 円	33,400 円	階	第 11 階層	[略]	20,400	23,100 円	33,400 円
	第 12 階層		円	24,000 円	34,900 円		第 12 階層		円	24,000 円	34,900 円

1			1		
層	第 13 階層			25,000 円	36,600 円
	第 14 階層		21,200 円	25,800 円	38,900 円
	第 15 階層				40,400 円
	第 16 階層				41,700 円
	第 17 階層				43,200 円
	第 18 階層		22,000 円	26,600	47,400 円
	第 19 階層				52,900 円
	第 20 階層				57,700 円
	第 21 階層				61,500 円
付加基準			〔略〕		

備考	年度の初日の前日における児童の年齢に
より)この表を適用する。

	第13			25,000	36,600			
層	階層			円	円			
	第 14 階層				38,900 円			
	第 15 階層	_	21,200	25,800 円	40,400 円			
	第 16 階層		円		41,700 円			
	第 17 階層				43,200 円			
	第 18 階層			26,600円	47,400 円			
	第 19 階層		22,000 円		52,900 円			
	第 20 階層				57,700 円			
	第 21 階層				61,500 円			
付加基準	〔略〕							

備考 年度の初日の前日における児童の年齢によりこの表を適用する。ただし、年度の途中で入所した児童については、入所した年度に限り、入所時における年齢によりこの表を適用する。

付 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、平成24年4月分以後の保育料から適用し、同年3月分以前の保育料については、なお従前の例による。